

司法制度改革推進本部顧問会議
座長 佐藤幸治様

顧問 笹森 清
(日本労働組合総連合会 会長)

業務都合により欠席させていただきますが、以下の通り、意見を提出させていただきます。

意見

1. 司法制度改革の着実な実現のため民間のチェック機能を引き続き求めます。

これまでも再三にわたり指摘させていただきましたが、今後とも、法曹三者以外の分野の代表が、国民の意見を代表し、改革の趣旨に沿って具体化が行われていくかどうか、モニタリングし、意見する機能が引き続き必要であると考えます。

今後、これをフォローする組織が法務省、法曹三者を中心に設置されると聞き及んでおります。しかし、これからの具体化の道程こそが、国民の声が反映されるべきステージであることを踏まえると、顧問会議に代わる機関が引き続き改革の具体化状況をモニタリングし、国民の声や意見を反映していくことが切に求められます。法科大学院が改革の趣旨通り、司法試験のあり方も含め、円滑にその法曹養成機能を発揮できるのか、今後、実施される裁判員制度や労働審判制度などが円滑に実施されるのか、行政訴訟など今後の課題を残した分野等々、法曹三者以外が参加した改革の実施を監視する機関・機能は必須であると考えます。是非、設置を検討していただきたいと思えます。

2. 法曹人材育成の大改革の趣旨に沿った司法試験を求めます。

新聞等の報道によれば、2006年度から実施される新司法試験における当面の合格者数について、司法試験委員会が年内に決定するという事です。報道にあるように、これまでのように合格者数を極めて限定するという事になれば、法科大学院創設の趣旨は全く損なわれることになると考えます。

これまでの司法修習制度を法曹養成の柱にするのではなく、法科大学院における教育こそがその中核を担うというのが改革の目的ではなかったかと思えます。つまり、司法試験の合格者数を絞ることで法曹の質を担保することはもはや限界にきていることから、法曹養成を「一回の試験」から「教育のプロセス」に移行させることであり、その「教育プロセス」を担うのが法科大学院です。

もし既存の司法修習のキャパシティによって合格者数を絞るということになれば、世紀の司法大改革の趣旨に悖ることにならないか。大いに危惧するところです。

裁判員制度や司法ネットの充実など国民の司法に対するニーズの高まりを踏まえれば、法曹人材の育成は急務であり、「2010年までに合格者3000人」という目標は、それにとらわれず、むしろ前倒しして達成するよう努力すべきものであると考えます。

これら改革の本分を踏まえれば、これまで通り司法試験合格者を極めて限定的に絞る、それも司法修習の受け入れ容量を前提としたやり方は到底容認できるものではなく、顧問会議としても、強く改善を求めるべきものと考えます。

以上